

令和8年度川西町結婚新生活支援事業費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、婚姻に伴う新生活を経済的に支援し、地域における人口減少や少子化対策の強化を図るため、新規に婚姻し生活基盤を専ら町内に置く世帯に対し、予算の範囲内で住居費用、引越費用及びリフォーム費用の一部を補助することについて、川西町補助金等に係る予算の執行の適正化に関する規則（昭和44年規則第15号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、新婚世帯とは、令和8年1月1日から令和9年2月28日までの間（以下「対象期間」という。）に婚姻届を提出し、受理された夫婦をいう。

(補助対象世帯)

第3条 補助金の交付を受けることができる新婚世帯は、次の各号のいずれにも該当する世帯とする。

- (1) 対象となる住居が川西町内にあること。
- (2) 夫婦がともに川西町に住民登録を有し、申請時に夫婦双方の住民票の住所が対象の住居となっていること。
- (3) 夫婦の双方又は一方が、対象期間に川西町外から転入していること。
- (4) 婚姻時に夫婦双方の年齢が39歳以下であること。
- (5) 直近の所得証明書に基づく夫婦の所得額の合算額が500万円未満であること。ただし、貸与型奨学金（公的団体又は民間団体より、学生の就学や生活のために貸与された資金をいう。）の返済を現に行っている場合は、所得証明書をもとに算出した世帯の所得から貸与額奨学金の年間返済額を控除した額とする。
- (6) 夫婦がともに公的機関による次のいずれかを受講又は実施していること。
 - ア ライフデザイン支援講座
 - イ プレコンセプションケアに関する講座
 - ウ 医療機関への妊娠・出産に係る相談
 - エ 共家事・子育て講座
- (7) 他の公的制度による家賃補助等を受けていないこと。
- (8) 過去にこの制度による補助を受けたことがないこと。
- (9) 市区町村税及び市区町村に対し納入義務を有する納入金の滞納がないこと。
- (10) 生活保護法（昭和25年法律第144号）に定める被保護者でないこと。
- (11) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員を含まないこと。
- (12) 本事業実施に係るアンケート等へ協力すること。

(補助対象経費)

第4条 補助金の対象となる経費は、次の各号のいずれかに該当するもので、令和8年4月1日から令和9年2月28日までに支払ったものとする。

- (1) 住居費用 婚姻に伴い、賃貸住宅を賃借する際に要する費用で、住宅の賃料(1箇月分に限る。)、敷金、礼金、仲介手数料及び共益費(1箇月分に限る。)をいう。ただし、新婚世帯の勤務先から住宅手当の支給を受けている場合は、当該住宅手当の支給額を控除するものとする。
- (2) 引越費用 前号の住居に引越する際に要した費用のうち、補助金申請時まで引越業者又は運送業者へ支払った費用をいう。
- (3) リフォーム費用 婚姻に伴い住宅をリフォームする際に要した費用のうち、住宅の機能の維持又は向上を図るために行う修繕、増築、改築、設備更新等の工事費用をいう。ただし、倉庫、車庫に係る工事費用、門、フェンス、植栽等の外構に係る費用については含まないものとし、婚姻日より前に実施したリフォームについては、婚姻日から起算して1年以内に婚姻を機として実施した当該住宅のリフォームを対象とする。

(補助金の額等)

第5条 補助金の額は、1世帯当たり30万円を上限とする。ただし、夫婦ともに29歳以下の場合は60万円を上限とする。

- 2 前項に規定する補助金の額に1,000円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。

(補助金の交付申請)

第6条 補助金の交付を申請しようとする者(以下「申請者」という。)は、令和8年度川西町結婚新生活支援事業費補助金交付申請書(様式第1号)に次に掲げる書類を添えて、令和9年2月28日までに町長に提出しなければならない。

- (1) 戸籍謄本(全部事項証明)
- (2) 住民票の写し(世帯全員のもの)
- (3) 所得証明書(直近の夫婦のもの)
- (4) 納税証明書(直近の夫婦のもの)
- (5) 貸与型奨学金の年間返済額がわかる書類(返済している場合、全員分)
- (6) 入居対象となる住居の請負契約書又は賃貸借契約書の写し
- (7) 住宅手当の受給額がわかる書類(給与所得者全員分)
- (8) 住居費用の領収書の写し
- (9) 引越費用の領収書の写し
- (10) リフォーム費用の領収書の写し
- (11) 前各号に掲げるもののほか、町長が必要と認める書類

(補助金の交付決定)

第7条 町長は、前条の申請書の提出があったときは、規則第5条第1項の規定にかかわらずその内容を審査し、交付することが適当であると認めるときは、令和8年度川西町結婚新生活支援事業費補助金交付決定通知書(様式第2号)により、その

結果を通知するものとする。

(交付申請の変更)

第8条 前条の規定により補助金の交付の決定を受けた者（以下「補助対象者」という。）は、その申請事項の内容に変更が生じた場合は、速やかに、令和8年度川西町結婚新生活支援事業費補助金変更交付申請書（様式第3号）に第6条各号に掲げる書類のうち当該変更に係る書類を添えて町長に提出し、承認を受けなければならない。

2 町長は、前項の申請書を受理し、その内容を承認したときは、令和8年度川西町結婚新生活支援事業費補助金変更交付決定通知書（様式第4号）により、その結果を通知するものとする。

(補助金の実績報告)

第9条 補助対象者は、第7条又は前条第2項の通知を受けた場合は、速やかに、令和8年度川西町結婚新生活支援事業費補助金実績報告書（様式第5号）に交付を受ける通帳の写しを添えて町長に提出しなければならない。

(補助金の額の確定)

第10条 町長は、前条の規定による実績報告があったときは、その内容を審査し、適当と認められる場合は、交付すべき補助金の額を確定し、令和8年度川西町結婚新生活支援事業費補助金額の確定通知書（様式第6号）により、その結果を通知するものとする。

(補助金の返還)

第11条 町長は、補助金の交付を受けた者が虚偽又は不正の申請を行ったと認められたときは、交付決定を取り消し、交付した補助金の全部又は一部の返還を求めることができる。

(委任)

第12条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は町長が別に定める。

附 則

この要綱は、告示の日から施行する。

様式第1号（第6条関係）

令和 年 月 日

令和8年度川西町結婚新生活支援事業費補助金交付申請書

川西町長 様

申請者

〒

住所

氏名

婚姻に伴う新生活の住居費用等に係る支援を受けるため、令和8年度川西町結婚新生活支援事業費補助金交付要綱第6条の規定により、指定の書類を添えて補助金の交付を申請します。

申請者	フリガナ		生年月日		年齢	収入の有無
	氏名		S・H	年 月 日	歳	有・無
	電話番号		勤務先			住宅手当
						有・無
	転入前の居住地 (転入者の場合)		都・道 府・県	市・町・村		
配偶者	フリガナ		生年月日		年齢	収入の有無
	氏名		S・H	年 月 日	歳	有・無
	転入前の居住地 (転入者の場合)		都・道 府・県	市・町・村		住宅手当 有・無
婚姻日			年 月 日			
新居に住民票を置いた日	(夫)		年 月 日			
	(妻)		年 月 日			

世帯所得 (貸与型奨学金を返済している場合は控除した額)		合計 (別途所得の証明書を添付すること)	円
事業費	契約金額		円
	住居費用	家賃 (一ヵ月分のみ)	円
		敷金	円
		礼金 (保証金等を含む)	円
		仲介手数料	円
		共益費 (一ヵ月分のみ)	円
	小計 (A)		円
	引越費用 (引越業者を利用した場合のみ) (B)		円
	リフォーム費用 (C)		円
	住宅手当 (受給している場合は記入) (D)		円
補助金額合計 (A + B + C) - (D) (上限は、1世帯あたり 300,000 円とし、夫婦ともに 29 歳以下の場合は 600,000 円とする。1,000 円未満の端数は切り捨てる。)		円	
証明書	<input type="checkbox"/> 戸籍謄本 <input type="checkbox"/> 住民票の写し (世帯全員のもの) <input type="checkbox"/> 所得証明書 (直近の夫婦のもの) <input type="checkbox"/> 納税証明書 (直近の夫婦のもの) <input type="checkbox"/> 貸与型奨学金の年間返済額がわかる書類 (返済している場合、全員分) <input type="checkbox"/> 入居対象となる住居の請負契約書又は賃貸借契約書の写し <input type="checkbox"/> 住宅手当の受給額がわかる書類 (給与所得者全員分) <input type="checkbox"/> 住居費用の領収書の写し <input type="checkbox"/> 引越費用の領収書の写し <input type="checkbox"/> リフォーム費用の領収書の写し <input type="checkbox"/> その他 ()		
同意欄	<input type="checkbox"/> 私 (申請者) 及び世帯全員は、本申請事項の確認のため、町が対象者の住民登録情報、生活保護受給の有無等を調査、閲覧、取得することに同意します。		

様式第2号（第7条関係）

政推発第 号
令和 年 月 日

（申請者） 様

川西町長

令和8年度川西町結婚新生活支援事業費補助金交付決定通知書

令和 年 月 日付けで申請のあった標記補助金について、令和8年度川西町結婚新生活支援事業費補助金交付要綱第7条の規定に基づき、金 円を交付することを決定したので通知します。

令和8年度川西町結婚新生活支援事業費補助金変更交付申請書

川西町長 様

申請者

〒

住所

氏名

令和 年 月 日付け政推発第 号で補助金の交付の決定を受けた標記補助金について、申請事項を変更したいので、令和8年度川西町結婚新生活支援事業費補助金交付要綱第8条第1項の規定に基づき、下記のとおり関係書類を添えて申請します。

1 変更内容			
契約締結年月日	年 月 日		
事業費	契約金額	円	
	住居費	家賃（初月分のみ）	円
		敷金	円
		礼金（保証金等を含む）	円
		仲介手数料	円
		共益費（初月分のみ）	円
	小計（A）	円	
	引越費用（引越業者を利用した場合のみ）（B）	円	
	リフォーム費用（C）		
	住宅手当（受給している場合は記入）（D）	円	
変更補助金額合計（A+B+C）-（D） （上限は、1世帯あたり300,000円とし、夫婦ともに29歳以下の場合は600,000円とする。1,000円未満の端数は切り捨てる。）	円		

様式第4号（第8条関係）

政推発第 号
令和 年 月 日

（申請者名） 様

川西町長

令和8年度川西町結婚新生活支援事業費補助金変更交付決定通知書

令和 年 月 日付けで変更交付申請のあった標記補助金について、令和8年度川西町結婚新生活支援事業費補助金交付要綱第8条第2項の規定に基づき、金円を交付することを決定したので通知します。

川西町長 様

申請者

〒

住所

氏名

印

令和8年度川西町結婚新生活支援事業費補助金実績報告書

このことについて、令和8年度川西町結婚新生活支援事業費補助金交付要綱第9条の規定に基づき、下記のとおり報告します。

記

1 補助金額 円

2 事業完了日 年 月 日

3 振込先

金融機関名	
本・支店名	
口座種別	普通・当座（該当を○で囲む。）
口座番号	
フリガナ	
口座名義人	

※上記口座の通帳（口座番号、口座名義人がわかる部分）の写しを添付すること。

様式第6号（第10条関係）

政推発第 号
令和 年 月 日

（申請者名） 様

川西町長

令和8年度川西町結婚新生活支援事業費補助金額の確定通知書

令和 年 月 日付けで実績報告のあった標記補助金について、令和8年度川西町結婚新生活支援事業費補助金交付要綱第10条の規定に基づき、下記のとおり額を確定したので通知します。

記

交付決定額 円

確 定 額 円